

規 則

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十一日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則一一―一二二

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則（令和五年三月二十四日埼玉県人事委員会規則一一―一二一）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。